

B 管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。

- (1) 経営管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は〔事務員以外のそれぞれ該当する作業員〕に分類される。
- (2) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正は〔A 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。
- (3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は〔F 保安職業従事者〕に分類される。

20 管理的公務員

国又は地方公共団体における課(課相当を含む)以上の仕事を管理・監督するものをいう。

ただし、公社・公団・公庫・営団などの、特殊法人の管理的業務に従事するものは〔21 会社・団体等の役員、22 会社・団体等の管理職員〕に分類される。

201 管理的国家公務員

国の課(課相当も含む)以上の仕事を管理・監督するものをいう。公選された議員も含まれる。

○ 内閣総理大臣	郵便局の局長・次長・部長・	東宮女官長
国務大臣	課長	式部長官
会計検査官	営林署長	大使
人事官	国営の工場長	公使
内閣法制局長官	国家公安委員	国会議員
内閣官房副長官	公正取引委員会委員	衆・参議院事務総長
政務次官	宮内庁長官	印刷局長・部長・課長
事務次官	警察庁長官	
官房長	侍従長	
各省庁の局・部・課・	女官長	
所長	東宮大夫	
地方支分部局の局・部・	東宮侍従長	
課・所長	内閣参事官	

× 衆議院常任委員会専門委員 [159]

202 管理的地方公務員

地方公共団体の課(課相当も含む)以上の仕事を管理・監督するものをいう。公選された議員も含まれる。

○ 知事	村長	地方公安委員会委員
副知事	市町村助役	都道府県議会議員
出納長	収入役	市区町村議会議員
副出納長	副収入役	各地方団体の局・部・所・課・
支庁長	自治体区長	署・庁・室・場長・次長
教育長	公民館長	選挙管理委員
市長	(自治体のもの)	監査委員
町長	教育委員	駅長・区長(公営鉄道)

× 駅助役 [301] 公益質屋主任 [364]

21 会社・団体等の役員

会社・公益法人・組合・特殊法人(公共企業体など)などの法人・団体の仕事の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。

211 会社役員

株式会社・有限会社・合資会社・合名会社の事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。

ただし、公共企業体などに含まれる株式会社の役員は〔212〕に分類される。

- | | | |
|---------|------------|--------------|
| ○ 会社会長 | 会社取締役 | 合資会社無限責任代表社員 |
| 会社社長 | 会社重役 | 会社顧問 |
| 会社副社長 | 合名会社代表社員 | 銀行頭取 |
| 会社専務取締役 | (業務執行委員) | 銀行重役 |
| 会社常務取締役 | 相互会社社長 | 銀行顧問 |
| 会社相談役 | 会社工場長(取締役) | 会社支店長(取締役) |
| 会社監査役 | 会社部長(取締役) | |
| 会社監事 | | |

212 公社・公団等の役員

公社・公団・事業団・公庫・金庫・営団・特殊会社などの、特殊法人の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|---------------------------------|----------------------|-------------------------|
| ○ 公社役員 | 日本航空株式会社役員 | 国立劇場役員 |
| (総裁・副総裁・
理事・監事・監
査委員会委員) | 日本自動車ターミナル
株式会社役員 | 日本学術振興会役員
日本私学振興財団役員 |
| 公団役員 | 国際電信電話株式会社
役員 | 社会保険診療報酬支払
基金役員 |
| (総裁・理事長・副
総裁・副理事長・理
事・監事) | 北方領土問題対策協会
役員 | 社会福祉・医療事業団
社会保障研究所役員 |
| 事業団役員 | | |
| (総裁・理事長・副 | | |

総裁・副理事長・専務理事・理事・監事) 公庫・金庫役員(総裁・理事長・副総裁・理事・監事) 営団役員(総裁・副総裁・理事・監事) 東北開発株式会社役員 電源開発株式会社役員 東京中小企業投資育成株式会社役員 名古屋中小企業投資育成株式会社役員 大阪中小企業投資育成株式会社役員 沖縄電力株式会社役員 日本労働協会役員 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合役員 関西国際空港株式会社役員	海外経済協力基金役員 国民生活センター役員 日本原子力研究所役員 日本科学技術情報センター役員 理化学研究所役員 公害健康被害補償協会役員 奄美群島振興開発基金役員 国際交流基金役員 日本育英会役員 私立学校教職員共済組合役員 日本学校健康会役員 国立競技場役員 国立教育会館役員 日本勤労者住宅協会役員 消防団員等公務災害補償等共済基金役員 放送大学学園役員 新エネルギー総合開発機構役員	心身障害者福祉協会役員 日本中央競馬会役員 農林漁業団体職員共済組合役員 地方競馬全国協会役員 農業機械化研究所役員 林業信用基金役員 農業者年金基金役員 日本自転車振興会役員 日本貿易振興会役員 アジア経済研究所役員 日本小型自動車振興会役員 高圧ガス保安協会役員 日本電気計器検定所役員 国際観光振興会役員 日本船舶振興会役員 日本放送協会役員 日本消防検定協会役員 地方団体関係団体職員共済組合役員 日本電信電話株式会社役員 日本たばこ産業株式会社役員
--	---	--

-
- × 信用金庫役員〔219〕 労働金庫連合会役員〔219〕
 信用金庫連合会役員〔219〕 印刷局の管理職員〔201〕
 労働金庫役員〔219〕

219 その他の法人・団体の役員

公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の、仕事の方針決定・執行・監査に従事するものをいう。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ○ 医療法人役員 | 輸出水産業組合役員 | 塩業組合連合会役員 |
| 宗教法人役員 | 森林組合役員 | 塩業組合中央会役員 |

学校法人役員	森林組合連合会役員	地区たばこ耕作組合役員
社会福祉法人役員	商工組合役員	たばこ耕作組合連合会役員
消費生活協同組合役員	企業組合役員	たばこ耕作組合中央会役員
消費生活協同組合連合 会役員	商工組合連合会役員	輸出組合役員
農林協同組合役員	事業協同組合役員	納税貯蓄組合役員
農業協同組合連合会役 員	事業協同組合役員	国民貯蓄組合役員
都道府県農業協同組合 連合会役員	火災共済協同組合役員	酒類業組合役員
全国農業協同組合中央 会役員	信用協同組合役員	信用金庫役員
漁業協同組合役員	協同組合連合会役員	信用金庫連合会役員
漁業生産組合役員	都道府県中小企業団体中 央会役員	労働金庫役員
漁業協同組合連合会役 員	全国中小企業団体中央会 役員	労働金庫連合会役員
水産加工業協同組合役 員	住宅組合役員	土地区画整理組合役員
水産加工業協同組合連 合会役員	貸家組合役員	水害予防組合役員
経済団体連合会役員	貸家組合連合会役員	健康保険組合役員
法人でない団体役員	内航海運組合役員	国民健康保険組合役員
	内航海運組合連合会役員	農業共済組合役員
	地区塩業組合役員	農業共済組合連合会役員
	郵便貯金振興会役員	公務員共済組合役員
		労働組合役員
		政党本部役員
		環境衛生同業組合役員
		公立学校共済組合役員

22 会社・団体等の管理職員

会社・公益法人・組合・特殊法人(公共企業体など)における課(課相当を含む)以上の仕事を管理・監督するものをいう。

ただし、会社・団体の役員は〔21 会社・団体等の役員〕に分類される。

221 会社の管理職員

会社において、課(課相当を含む)以上の内部組織の管理的業務に従事するものをいう。

- 会社部長・部次長・課長 工場長
- 営業所長 駅長・区長(民営鉄道)
- 支社長 電話番号案内局・電信電話料金局の局長
- 支店長 電話中継所・無線中継所の所長

-
- × 会社部長(取締役)〔211〕 特殊会社の局長・次長・部長〔222〕
 - 特殊会社の支社長・部長(役員)〔212〕

222 公社・公団等の管理職員

公社・公団等の特殊法人(公共企業体など)などにおいて、課(課相当を含む)以上の内部組織の管理的業務に従事するものをいう。

- 公社局長・部長・課長 公庫部長・課長 駅長・区長
- 公団部長・課長 金庫部長・課長 (国鉄・営団)
- 事業団部長・課長 特殊会社の局長・次長・部長・課長

-
- × 特殊会社の支社長・部長(役員)〔212〕

229 その他の法人・団体の管理職員

会社、公社・公団等の特殊法人(公共企業体など)以外の法人・団体において、課(課相当を含む)以上の管理的業務に従事するものをいう。

- 組合理部長・課長 私立学校事務長・部長・課長

23 その他の管理的職業従事者

231 個人企業の経営者

個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。

- 工場経営者 クリーニング店経営者 理容院経営者
 運送店経営者 浴場経営者 美容院経営者
 映画館経営者

-
- × 小売店主〔301〕 飲食店主(自ら飲食物の調理を行うもの)〔353〕
 卸売店主〔302〕 飲食店主(自ら飲食物の調理を行わないもの)〔354〕
 旅館主〔436〕

239 他に分類されない管理的職業従事者

中分類20～22に含まれない管理的業務に従事するものをいう。